

令和7年 第5回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 一 令和7年4月22日（火） 午後2時00分～午後2時45分
場 所 一 高層館12階 選挙管理委員室
出席者 一 （委 員）大毛委員長、裏山委員長代理、池西委員、西委員
（事務局）小須田事務局長、新家事務局次長、花岡主幹、清瀬係長、菊川
係長、山口副主査

（大毛委員長）

ただいまより、第5回選挙管理委員会を開会いたします。

それでは、案件1の公職選挙法の一部改正についての報告をお願いします。

（清瀬係長）

公職選挙法の一部改正についてです。

資料の1ページをご覧ください。

令和7年4月2日に、公職選挙法の一部を改正する法律が公布されました。

改正は2点ございます。

1つめは、最近における選挙運動用ポスターをめぐる状況に鑑み、選挙の適正な実施の確保に資するための措置を講ずることを目的としての改正です。

2つめは、選挙運動に関する規格の簡素化等を図るための措置を講ずることを目的としての改正です。

改正内容の詳細については、2ページをご覧ください。

1つめは、ポスターの品位保持等に関する事項です。

ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないとされました。

また、公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、他人や他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、善良な風俗を害し、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど、ポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないものとされました。

そして、ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処するものとされました。

こちらの施行期日は、3ページに記載があるとおり、公布の日（4月2日）から起算して1月を経過した日となります。

2つめは、選挙運動に関する規格の簡素化等に関する事項です。

公職の候補者が選挙運動のために使用することができる自動車の規格を、全ての選挙に

について、乗車定員 10 人以下で車両総重量 3.5 トン未満とするものとされました。公職の候補者が選挙運動のために使用するポスター（いわゆる「5 号ポスター」）の規格を、全ての選挙について、個人演説会の告知の記載の有無にかかわらず、長さ 42cm、幅 40cm 以内とするものとされました。これに伴い、個人演説会告知用ポスターは廃止されました。こちらの施行期日は、3 ページに記載があるとおり、令和 8 年 1 月 1 日となります。説明は以上です。

（大毛委員長）

公職選挙法の一部改正についての報告でしたが、何か質問はございませんか。

（裏山委員長代理）

事務局としては、今回の改正により、東京都知事選挙のようなことはなくなるという感触ですか。

（新家事務局次長）

そう思います。

東京都知事選挙で見受けられたような、本当にこれが選挙運動用ポスターなのか、というような疑問符の付くようなものは、なくなるであろうと考えています。

国會議員の議論の中にもありました、宣伝かどうかというのは分かりやすいですが、風俗を害するというのが、どこまでの範囲なのか人によって感覚は違うため難しいところです。ただ、東京都知事選挙のようなことにはならないであろうと考えています。

（裏山委員長代理）

自分の当選のために立候補したのではなく、ある候補者を当選させるために立候補したというようなこともありましたよね。20 人の別人が立候補したとして、1 人の候補者を推しているポスターが貼られるということは考えられるということですね。

（新家事務局次長）

そういういたポスターが貼られるということは考えられます。候補者自身と候補者本人以外の名前を併記することは問題ありません。

ただ、候補者本人の名前を書かずに、別の候補者の名前のみを書くことはできません。

（大毛委員長）

本人の名前を記載していれば別の候補者の名前も記載できるということですね。

（新家事務局次長）

はい。

(裏山委員長代理)

違反していても、取り締まることは選挙管理委員会の責務ではないですよね。

(新家事務局次長)

考え方として、我々は選挙の管理執行をする機関なので、違反か違反でないかという判断をする機関ではありません。よって、違反ではないかという問い合わせがあったとしても、判断することは選挙管理委員会の役割ではありません。

取り締まりについては、誰かが警察に告発するという形で、取り締まる機関に委ねていく、ということになります。違反か違反でないかを判断するのは警察です。

(裏山委員長代理)

判断は警察ですが、選挙管理委員会に通報が来た場合はどうするのですか。

(新家事務局次長)

警察に通報してもらうようにお伝えします。

ただ、こういうことをしたら違反になるのか、などと事前に選挙管理委員会へ確認していくべきものについては、お答えできます。

(西委員)

ポスターに名前を併記する場合、候補者本人の名前の方が大きくなればなりませんか。

(新家事務局次長)

そのような決まりはありません。

あくまでも候補者本人の名前を記載していれば問題ないという解釈です。

(大毛委員長)

ポスターを作成した方から違反かどうかの確認を依頼された場合はどのように対応しますか。

(新家事務局次長)

違反かどうかの判断はできませんが、違反の可能性がある場合、助言はさせていただきます。

それを反映するかしないかはご自身での判断となります。

(池西委員)

100万円以下の罰金となるのは広告や宣伝をした場合のみですよね。

(新家事務局次長)

はい。その他の項目については罰則に関する記載はございません。

(池西委員)

選挙用のポスターの一般的なイメージは顔写真が載っているようなものですが、今問題になっているように、とにかく人の目を引くような、例えばいかがわしい写真を用いるというようなことは、もともと想定してなかったケースだと思います。「風俗を害する」や「品位を損なう」などといった人の感性だけで判断するような問題がチェックの対象になるというのは、事前に確認をされたとしても、かなり難しいのではないかと思います。

総務省からの基準はないのですか。

(新家事務局次長)

ないです。そのポスターを見て、風俗を害しているかなどの判断は選挙人が行い、それが選挙人の投票行動（投票するか否か）につながっていきます。

(清瀬係長)

わいせつなポスターが貼られている場合は、迷惑防止条例や刑法のわいせつ物陳列罪といった公職選挙法とは別の法律や条例で警察が取り締まるということになります。

(西委員)

自分が「弁護士」だと強調するようなポスターは営利目的になりますか。

(小須田事務局長)

機械的な判断は難しいので、個別に判断していくしかありません。

(裏山委員長代理)

選挙管理委員会としては、抵触する恐れがある場合は助言をするけれども、その通りするかしないかは候補者の判断で、実際にそれが出され、これはおかしいという告発が誰からされ、警察がそれを見た際に、これは違反だという判断は警察がする。このような流れですね。

(大毛委員長)

選挙運動用自動車に関係する改正はこれで決定ですね。

今までと大きく違うところはどこですか。

(新家事務局次長)

今までは、選挙の種類によって使用可能な車が定められていました。それを簡素化するため、全ての選挙で使用可能な車の規格が統一されました。

(裏山委員長代理)

ポスターの規格の統一のところで、長さ 42cm、幅 40cm というのは今までのポスターと変わらないのですか。

(新家事務局次長)

5 号ポスターと言われる公営ポスター掲示場に貼るポスターは、長さ 42cm、幅 30cm 以内と規格が決まっていました。

また、個人演説会宣伝用のポスターも公営ポスター掲示場に貼ることができます、長さ 42cm、幅 10cm 以内と決まっていました。

以上の 2 点を合わせ、長さ 42cm、幅 40cm のポスターの規格となりました。

個人演説会宣伝用ポスターは後から貼ることが多く、これを貼ることで公営ポスター掲示場にポスターを 2 枚貼っているのではないかと誤解されるケースが多かったため、大きさを統一し、長さ 42cm、幅 40cm の範囲で個人演説会宣伝についても記載できる大きさにしたということです。

(裏山委員長代理)

張り替えは問題ないですか。

(新家事務局次長)

はい。

(大毛委員長)

他にご質問はございませんか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

その他案件についてなにかありますか。

(新家事務局次長)

ございません。

(大毛委員長)

それでは、第5回選挙管理委員会を閉会いたします。